

もっとまちに緑を、、、

台東区 緑化助成制度 のご案内

対象建物 ◎個人住宅 ◎共同住宅 ◎事業所

対象区分 ◎屋上 ◎壁面 ◎地先 ◎ベランダ

緑化工事を行う前に
事前申請が必要です

必ず事前にご相談
ください

緑化助成対象・基準

緑化区分	助成対象	助成基準
屋上緑化	敷地面積300㎡未満の新築・増改築建築物	屋上または屋根のないベランダに1㎡以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。1基当たりの植栽面積が0.3㎡以上の既成プランターを含む。
壁面緑化	または 敷地面積1,000㎡未満の既存建築物	建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し、1㎡以上の緑化区域を設置し、つる性植物等を這わせたもの（壁面に固定された藤棚等の緑化を含む）。
地先緑化	敷地面積300㎡未満の新築・増改築建築物の接道部 または 敷地面積1,000㎡未満の既存建築物の接道部	奥行が20cm以上、かつ、延長が1m以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの（既存の花壇・植え込み地等の植え替えは対象外）。 ただし、緑化区画の一部が接道部にあり、かつ、道路から緑化区画全体の確認が可能な場合は奥行を延長部とみなすことができる。 1基当たりの植栽面積が0.3㎡以上の既成プランターを含む。
ベランダ緑化	敷地面積300㎡未満の新築・増改築建築物 または 敷地面積1,000㎡未満の既存建築物	屋根のあるベランダに0.25㎡以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。 1基当たり幅30cm以上の既成プランター及び1基当たり幅25cm以上のハンギングバスケットを含む。

※台東区みどりの条例の適用を受ける緑化面積等は対象外です。

※避難経路の妨げになる箇所、落下の足掛かりになる箇所、管理規約等において設置が禁止されている箇所は対象外です。

助成金額

緑化区分	A・面積による金額	B・工事費による金額	助成限度額
屋上緑化	20,000円 × 助成対象面積(㎡)	工事費 × 2分の1 (消費税を除く)	30万円
壁面緑化	5,000円 × 助成対象面積(㎡)		15万円
地先緑化	10,000円 × 助成対象延長(m)		10万円
ベランダ緑化	30,000円 × 助成対象面積(㎡)		5万円

※AとBを比較して金額の低い方が適用されます。

※複数の助成金を同時に受ける場合、助成金の上限は50万円になります。

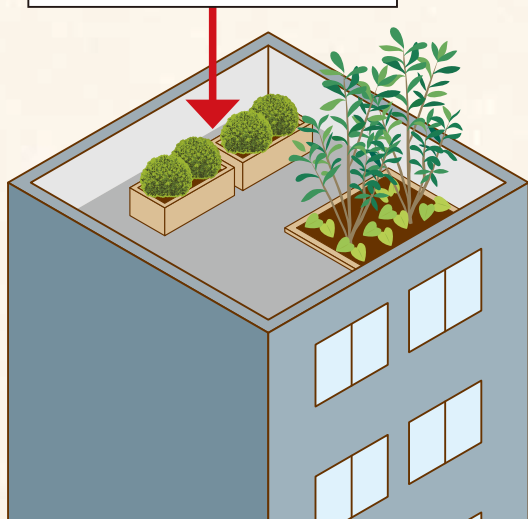
緑化面積等の算定

緑化区分	緑化面積等の算定
屋上緑化	樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。
壁面緑化	1.建築物の外壁に地上または屋上等からつる性植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時につる性植物等が覆う面積。ただし、補助機材を使用してつる性植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う面積を緑化面積とすることができる。 2.建築物の外壁に固定した棚を使用し、つる性植物等が張出し面を覆うようにした場合は、棚の張出し面積。
地先緑化	敷地内の接道部に樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。
ベランダ緑化	樹木（中・低木）、地被類、多年草等を植栽した面積。ただし、緑化区画内の池、噴水等の水景施設面積は緑化面積等に算入し、デッキ等舗装面積は緑化面積等に算入しない。

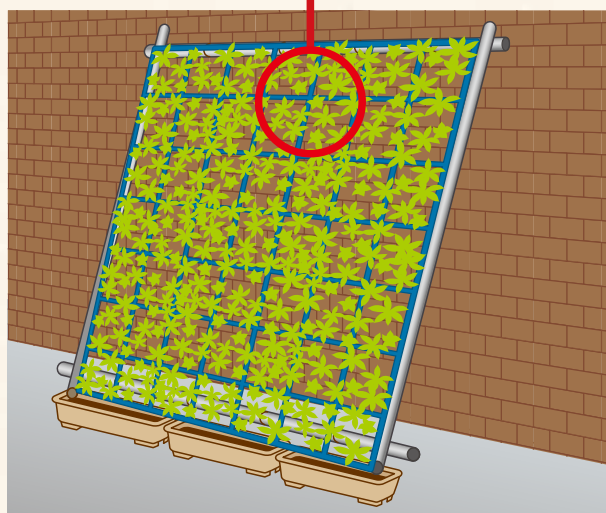
屋上緑化・壁面緑化

屋上または屋根のないベランダ、建築物の壁面に緑化を行った場合に助成が受けられます。

1基当たり0.3㎡以上の
プランターを含む



ネット等の補助資材を使用



緑化区画全体で1㎡以上

地先緑化

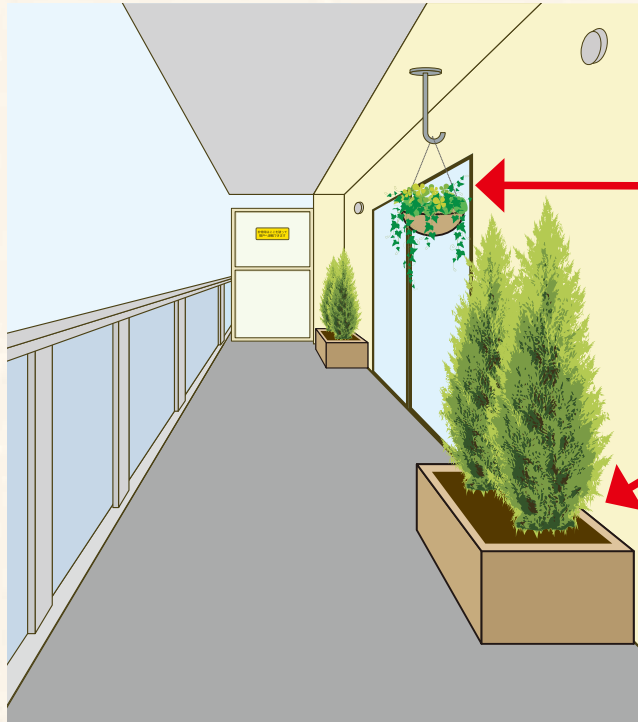
道路に面した接道部に緑化を行った場合に助成が受けられます。



ベランダ緑化

屋根付きのベランダに緑化を行った場合に助成が受けられます。

ただし、避難経路の妨げにならない箇所、落下の足掛かりにならない箇所に緑化を行ってください。



1基当たり幅25cm以上の
ハンギングバスケットを含む

1基当たり幅30cm以上の
プランターを含む

緑化区画全体で0.25㎡以上

下記のような箇所への
設置はやめましょう！



隔て板(蹴破り戸)
付近への設置



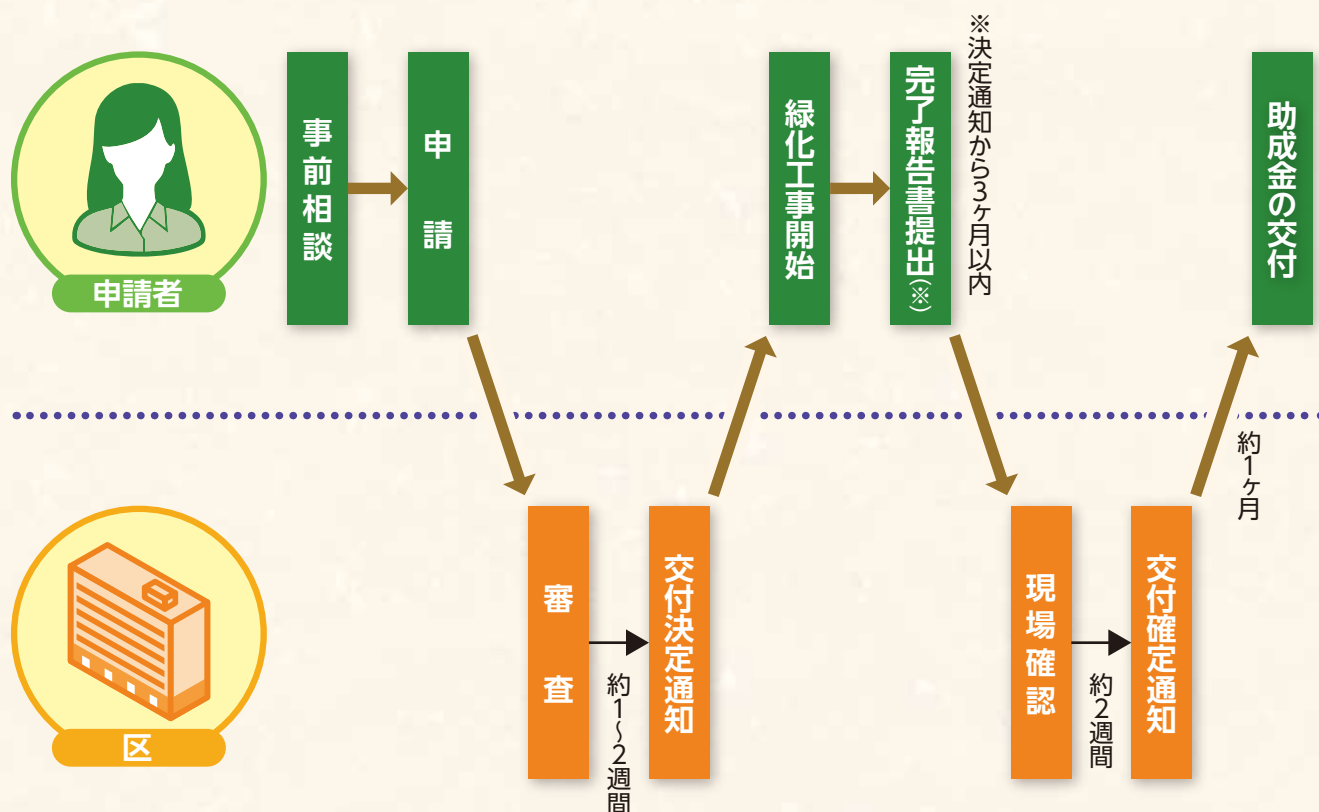
避難ハッチ(避難はしご)
付近への設置



落下の足掛かりになる
場所への設置

上図は一例です。これ以外にも助成対象外となる場合があります。

手続きの流れ



注意事項

- **完了報告書は、交付決定を受けた日から3ヶ月以内に提出する必要があります。**ただし、年度末にかかる場合は、申請年度中に完了報告書を提出するとともに、区が行う完了検査（現場確認）を受ける必要があります。
- **次のいずれかにあてはまる場合、助成の対象とはなりません。**
 - ① 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が所有する建築物又は建築物の接道部
 - ② 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に係る建築物又は建築物の接道部
 - ③ 本助成を受けてから10年を経過していない建築物又は建築物の接道部
 - ④ 他の制度で緑地部分について助成金又は補助金を受けている建築物又は建築物の接道部
- **次の要件を満たす必要があります。**
 - ① 個人にあっては住民税、法人にあっては事業税を滞納していないこと。
 - ② 個人にあっては「我が家のCO2ダイエット宣言」、法人にあっては「我が社のCO2ダイエット宣言」をしていること（宣言をまだしていない場合、申請時に提出可）。
 - ③ 緑化区画等を常に良好な状態で管理し、区内の緑被率の向上並びに地球温暖化及びヒートアイランド防止対策に努めること。また、地先緑化においては、歩行者、自転車等の通行の安全確保のため、支柱設置、定期的な剪定等の植栽管理に努めること。
 - ④ 区が必要に応じて行う緑化区画等の維持管理状況の調査に協力すること。

必要書類一覧

必要書類	屋上緑化	壁面緑化	地先緑化	ベランダ緑化
事前調査票	○	○	○	○
助成金交付申請書	○	○	○	○
みどりの条例に基づく緑化計画図等 ※既存建築物又は既存建築物の接道部の場合は不要	○	○	○	○
狭あい道路拡幅整備事業における配置図等 ※拡幅時、新たに緑化を行う場合	—	—	○	—
平面図	○	—	○	○
立面図	—	○	—	—
面積求積図	○	○	○	○
住民税の納税証明書又は非課税証明書（前年度分） ※個人として申請する場合かつ台東区外からの転入者又は台東区外に居住するもの	○	○	○	○
事業税の納税証明書又は非課税証明書（前年度分） ※法人として申請する場合	○	○	○	○
建築物の所有者を証する書類（建築物の登記事項証明書等）	○	○	—	○
敷地の所有者を証する書類（敷地の登記事項証明書等）	—	—	○	—
建築物の所有者の施工承諾書 ※簡易に移動が可能な場合は不要 ※申請者の単独所有である場合は不要	○	○	—	○
敷地の所有者の施工承諾書 ※簡易に移動が可能な場合は不要 ※申請者の単独所有である場合は不要	—	—	○	—
管理組合等の施工承諾書（議事録等） ※管理組合等のある共同住宅の常時共用部として使用される部分を施工する場合	○	○	○	○
緑化工事見積書の写し	○	○	○	○
緑化工事着手前の写真	○	○	○	○
本人確認書類の写し ※個人名で申請する場合	○	○	○	○
個人にあっては我が家のCO2ダイエット宣言シート、 法人にあっては我が社のCO2ダイエット宣言書	○	○	○	○

●公的機関が発行する証明書は発行後3ヶ月以内のものとし、コピーを可とします。

申請書等はここからダウンロードできます



お花を植える場合はこちら（プランター等設置助成金）



問い合わせ先

台東区環境清掃部環境課 花の心・みどり担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

TEL：03-5246-1323

台東区ホームページからも確認できます

